

理 由

廿山Ⅰ6地区について、生産緑地法第3条の規定に基づく都市計画決定権者の判断により、本案のとおり生産緑地地区を区域変更するものである。

また、中野町三丁目4地区ほか5地区について、生産緑地法第8条の規定に基づく公共施設の設置及び生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出後の行為制限解除による区域変更及び廃止を行うものである。